

第1章 総則

第1条 留学契約

KREDO IT ABROAD INC.（以下、「当社」と言います。）とお申込者（以下、「お客様」と言います。）との間の留学契約（以下、「本契約」と言います。）については本約款でさだめるところによります。ただし、当社がお客様との間で書面により別途特約を結んだときは、その特約が優先します。

第2条 定義

1. 「留学契約」とは、お客様が当社の研修施設及び宿泊施設を利用して授業を受け、お客様が当社に対しその授業料及び利用料を支払う契約を指します。
2. 「留学プログラム」とは、お客様が当社の研修施設及び宿泊施設に到着後、当社の研修施設及び宿泊施設を利用して1ヶ月間授業を受け、研修施設及び宿泊施設の利用を終了し、帰国後エンライズ社による1ヶ月間のIT研修、その後エンライズ社提携企業に就職をし、退職をせず3ヶ月間経過するまでの一連の工程を指します。
3. 「到着日」とは、研修施設及び宿泊施設が存在する国への到着日を指し、申込書に記載した「入学希望日」の前日となります。

第2章 契約の成立

第3条 契約の申込・契約の成立

1. 1 本契約を申し込むお客様は、当社所定の申込書、または申し込みフォーム（以下、「申込書」と言います。）に必須事項を記入の上当社またはその代理人に提出いただき、所定の料金（以下「留学前費用」と言います。）を当社指定口座に入金いただきます。
* 当留学プログラムの留学前費用は一律10万円とさせていただきます。プログラム終了後キャッシュバックさせていただきます。
2. 本契約は、お客様が約款に同意し当社の申込書を提出いただいた後、当社から送付する「ご入学手続きのご案内」メールが、申込書に記載したお客様の「メールアドレス」に到達した時に成立します。
3. 当社は、前項の規定に関わらず、書面による特約をもって、留学前費用の支払いを受けることなく契約の申込を受けることができます。この場合、契約の成立時期は申込書に記載します。

第4条 申込拒否事由

1. 当社は、次に定める事由が認められるときは、申込をお断りする場合があります。
 - 1) お客様が未成年者である等の理由により、留学契約の申込について法定代理人の同意が必要な場合に、その同意がないとき。
 - 2) 保証人がいないとき。
 - 3) お客様が希望する留学プログラムに空きがないなど、留学プログラム参加が困難であると当社が認めたとき。
 - 4) お客様の過去の既往症または現在の心身の健康状態から、お客様が留学プログラム参加に不適切であると当社が認めたとき。
 - 5) お客様の語学力等が留学プログラム参加に明らかに不足している等、留学プログラム参加に適した条件がお客様に備わっていないと当社が認めたとき。

- 6) 現地の治安状況その他の事情により、当社が留学プログラムの参加に障害があると判断したとき。
- 7) 留学プログラムの円滑な運営に支障をきたす恐れがあると当社が判断したとき。
- 8) お客様の申込を承諾することが、留学プログラムの目的または趣旨等にてらし、適切でないと当社が判断したとき。
- 9) お客様が暴力団関係者、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他の反社会勢力（以下、「反社会的勢力」と言います。）であると当社が判断したとき、または反社会的勢力であったと判断したとき。

第5条 旅行保険契約締結義務

1. お客様には、病気、傷害等に備え、お客様本人がより快適にかつ安心して留学プログラムに参加して頂くために、海外旅行傷害保険の加入を強く推奨しております。
2. 当社は、お客様が前項の保険に加入していないことにより発生した問題の一切の責任を負いません。
3. 当社は、お客様が前項の保険に加入していることが確認できない場合、加入を当社が確認するまでの間、学校施設及び宿泊施設の利用をお断りすることができます。
4. 前項の場合、当社は、お客様に対し、当社は一切の損害賠償責任を負いません。

第3章 留学料金（無料）

第6条 留学料金（無料）に含まれるもの

1. 留学料金（無料）には、原則として、研修施設の入学金及び授業料、滞在施設利用料、並びに海外送金に必要な費用が含まれます。

第7条 留学料金にふくまれないもの

前条に定める費用以外の費用は、留学料金（無料）に含まれません。必要な費用はお客様御自身で御用意ください。以下含まれないものを例示します。

- 1) 移動費用、交通費
- 2) 航空運賃
- 3) 渡航手続取扱料金
- 4) 空港施設使用料、空港税
- 5) 出入国税
- 6) 検疫料
- 7) 燃油サーチャージ
- 8) 海外旅行傷害保険料金
- 9) 医療費
- 10) 宿泊費（ただし、当社所定の宿泊施設の利用料金は除きます。）
- 11) 個人的性質の諸費用（電話料金、通信費、クリーニング代、食事代、遊興費等）
- 12) 査証（ビザ）代金
- 13) 受講カリキュラムにより、ウェブサイトの作成・運用にかかる費用が発生する場合がございます。

第8条 支払時期・方法と費用の変更

1. 留学前費用の支払は、当社指定の口座に振込その他当社指定の方法で、指定の期日までに入金してください。この場合の振込手数料等の支払に必要な費用はお客様に負担して頂きます。
2. 指定の期日までに料金全額が入金されない場合、当社は、留学プログラムへの参加をお断りすることがあります。

3. 次の場合には、当社は、その差額だけ各種費用・代金を増額または減額することがあります。増額の場合には、差額をお客様に負担して頂きます。
 - 1) 為替相場が著しく変動した場合
 - 2) 現地税制が改定された場合
4. 前項の増額の請求によりお客様が解約をされる場合には、第 11 条の規定に従い、所定の返金手続を行います。

第 4 章 契約の変更

第 9 条 到着日の変更

1. お客様は、当社に対し書面により到着日の変更を申し出ることができます。この場合、当社が書面により当該変更申出を承諾したときに、到着日について変更がなされます。
2. お客様都合による契約成立後の変更には変更手数料 1 万円（税別）がかかります。
3. お客様の都合により、到着日の変更を希望される場合には、可能な限りお客様のご要望に添えるように努力しますが、変更の申出を当社が承諾できない場合がありますのであらかじめご了承ください。
4. お客様の都合による到着日の変更に伴い、当社に損害が生じる場合には、お客様に変更手数料 1 万円（税別）とは別に損害額を請求させて頂くことがあります。
5. お客様の都合による到着日の変更に伴い、為替が著しく変動するなどの要因が生じた場合には、当社は当初の留学料金を変更し、差額を請求することがあります。

第 10 条 その他の事由による契約内容の変更

1. 研修施設及び宿泊施設の定員、各種交通機関のスケジュールの変更または改正などの事由により、当社からお客様に伝達した日程、研修施設、宿泊施設、その他留学プログラム内容等が変更されることがありますのであらかじめご了承ください。
2. お客様の都合により、前項の変更に伴い費用が増加した場合には、増加した費用を請求させて頂く場合がございます。

第 11 条 契約の解約

1. お客様は、到着日までの間は、書面により当社に対し解約の申し入れをし、いつでも留学プログラムを解約することができます。

【到着日前の解約・解除】

解約・解除の時期、キャンセル料

到着日前日から起算して遡り 30 日目以前の解約に関しては、50,000 円をお支払いいただきます。

それ以降の解約に関しては、一切の返金はありません。

【到着日以降の解約・解除】

違約金として、別途 15 万円をお支払いいただきます。

いかなる事由につきましても、事前にお支払いいただいている料金と現地でお支払い頂く費用の返金は一切ございません。

2. お客様が留学契約を解約した場合には、当社に対し、第 1 項に定める料金を、お客様が解約の申し入れをした月の末日に、当社指定の口座に振込送金する方法でお支払い頂きます。この場合、振込手数料はお客様に負担して頂きます。

3. 当社がお客様から既に料金を受領している場合には、当社は前項のお金を控除した残金を、お客様が解約の申し入れをした月の翌月末日に、お客様指定の金融機関口座に振込送金する方法で返金します。ただし、振込手数料は、お客様に負担して頂きます。

第12条 当社による解除

1. お客様が次の各号の一に該当する場合、当社は催告の上、本契約を解除することができます。
 - 1) お客様から指定の期日までに必要な書類の提出がされないとき。
 - 2) お客様から指定の期日までに必要な費用の支払いがされないとき。
 - 3) お客様が当社に届け出た情報に、虚偽または重大な遺漏があることが判明したとき。
 - 4) お客様が本契約または別途定める研修施設及び宿泊施設の各種規則に違反しているとき。
 - 5) その他、当社が契約を解除することが適当であると認めたとき。
2. 前項に基づき、当社が契約を解除した場合、お客様に第11条2項に定める料金を支払って頂きます。
3. 当社が既に代金を受領している場合には、その手続は第11条3項に従います。
4. 本条により当社が契約を解除した場合には、当社はお客様に対し、一切の損害賠償義務を負担しません。

第13条 当社による無催告解除

1. お客様が次の各号の一に該当する場合、当社は催告することなく、留学契約を解除することができますものとしします。
 - 1) お客様が、破産、民事再生、任意整理またはこれに類する手続を行い、またはその申立を受けたとき。
 - 2) お客様が死亡、所在不明、または2週間以上にわたり連絡不能となったとき。
 - 3) お客様が契約を維持しがたい不信行為に及んだとき。
 - 4) お客様が反社会的勢力であると認められるとき、または反社会勢力であったとみとめられるとき。
 - 5) お客様自らまたは第三者を利用して、当社または他のお客様に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いるなどをしたとき。
 - 6) 当社もしくは他のお客様に対して、お客様自身が反社会勢力である旨を示し、または、自身の関係者が反社会勢力である旨を示したとき。
 - 7) お客様が自らまたは第三者を利用して、当社または他のお客様の名誉や信用等を毀損し、または毀損する恐れのある行為をしたとき。
 - 8) お客様が自らまたは第三者を利用して、当社の業務を妨害したとき、または妨害する恐れのあるとき。
 - 9) その他当社がやむをえない事由があるとみとめたとき。
2. 前項に基づき、当社が契約を解除した場合、お客様に第11条2項に定める料金を支払って頂きます。
3. 当社が既に代金を受領している場合には、その手続は第11条3項に従います。
4. 本条により当社が契約を解除した場合には、当社はお客様に対し、一切の損害賠償義務を負担しません。

第5章 団体・グループ手配

第14条 団体・グループ手配

複数のお客様（以下、「構成員」と言います。）が代表者を定めて申し込んだ契約については、以下のとおり取り扱うものとします。

- 1) 当社は、お客様が定めた代表者（以下、「代表者」と言います。）が構成員の契約締結に関する一切の権限を有しているものとみなし、当該契約に関する取引等を代表者との間で行います。
- 2) 前項による契約の成立時期については、第3条に準じます。
- 3) 当社は、代表者と構成員との間の紛争については、何ら責任を負いません。
- 4) 契約が締結された場合は、代表者は当社が定める日までに構成員の人数、住所、氏名、年齢等の当社指定の情報を当社指定の方法で提出しなければなりません。

第6章 責任

第15条 免責事項

1. 当社は、次の各号の一に該当する場合にお客様に生じた損害の賠償責任を負いません。

- 1) お客様に留学プログラム開始前、または終了後に生じた事由に基づき損害が発生した場合。
- 2) お客様により留学プログラムまたは到着日が変更された場合。
- 3) 研修施設、宿泊施設、その他の内容がお客様に適合しない場合。
- 4) 当社が管理できない事由により、日程、宿泊施設その他の留学プログラムまたは到着日が変更された場合。
- 5) 天災、地変、戦争、暴動、ストライキ、クーデター、内戦、その他これに準ずる事由により、日程、宿泊施設その他の留学プログラムまたは到着日が変更、またはキャンセルされた場合。
- 6) 研修施設または宿泊施設外で損害が生じた場合。
- 7) その他当社の責に帰すべき事由がなくお客様に損害が生じた場合。
 - ・当社が管理できない事故等の事由により、日程、滞在先、提供するサービス、その他のプログラム内容が変更され、履行不能となった場合。
 - ・現地(現地サポート、旅行ガイドなどを含む)での事故やトラブル。
 - ・学校や宿泊施設内でのトラブル。
 - ・病気、ケガ、事故などによる留学及び渡航の中止。
 - ・旅券及びビザなど渡航に必要な書類が発給されなかった場合、また入国審査において入国が拒否された場合。

第7章 注意事項

第16条 旅券（パスポート）について

お客様が現在お持ちの旅券が今回の渡航に際して有効かどうかの確認、旅券の取得は渡航までにお客様の責任で行っていただきます。当社では、責任を負いかねますのでご承知ください。

第17条 保健衛生について

渡航先の衛生状況については、厚生労働省検疫感染症情報ホームページでご確認ください。日本国内とは衛生状態が異なりますので、健康にはご注意ください。

第18条 海外危険情報について

1. 渡航先によっては、外務省海外危険情報等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。必ず外務省の「外務省海外安全ホームページ」等でご確認ください。
2. 研修施設または宿泊施設外におけるお客様自身の安全は、お客様自身で確保して頂くことになり、当社は責任を負いかねます。日本国内とは治安状況が異なりますので、十分にご注意ください。

第19条 18歳未満のお客様の外出及び外泊について

18歳未満のお客様については原則外出禁止とする。

ただし成人のお客様の付き添いがある場合は22時までの外出は許可するものとする。

また、18歳未満のお客様の外泊に関しては保護者（近親者）の同伴がある場合のみ許可するものとする。

万が一規約を守らずに、外出・外泊した際にトラブル等が発生した場合、当社は関知しないものとする。

第8章 雑則

第20条 一般義務

お客様には、次の各号を遵守して頂き、留学プログラムの円滑な運営に協力して頂きます。

- 1) 法令、公序良俗、慣例に違反するような行為を行わないこと。
- 2) 別途定める学校、宿泊施設等の各種規則にしたがって行動すること。

第21条 緊急連絡先

1. お客様には、申込書に緊急連絡先を必ずご記入頂きます。
2. 万一の事故などの場合、お客様の同意なく、ご記入いただいた緊急連絡先に連絡することがあります。

第22条 領収書

1. プログラム料金を銀行振り込みでお支払の場合は、金融機関の発行する振込金の受領書をもって領収書にかえさせていただきます。
2. 別途当社からの領収書が必要な方は担当までお申し付けください。

第23条 個人情報の取り扱い

ご提供いただく個人情報は、適切な保護管理をし、以下のように取扱います。

■個人情報の利用目的について、ご提供いただく個人情報は、以下の目的で利用します。

本契約履行のための学校手続き・空港送迎・滞在先手配・留学情報の提供、その他依頼された留学手続きに関連する業務、商品・サービス・イベント等の案内のために利用させていただき、それ以外の目的では利用いたしません。

なお、ご提供いただく個人情報は目的の範囲内で、当社グループ企業内で共同利用します。

また、お客様から撮影許可をいただいた写真に関して、HPなどで利用させていただく可能性があります。

■個人情報に関する問合せ窓口について

ご提供いただいた個人情報に関するお問合せは、下記の電話番号またはメールアドレスまでご連絡下さい。個人情報の開示、訂正、削除等につきましては、ご本人であることを確認させていただいた上で、法令に基づき対応いたします。

TEL : (+63)9163086287

MAIL : mail@kredo.jp

2019年07月18日 改定

2019年08月23日 改定